



2019年9月17日

お客様各位

神原汽船株式会社
定期船部

消費税率変更に伴うお知らせ

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度の消費税法改定により、下記運用となりますので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

対象項目 : Documentation Fee
適用開始日 : 輸出 2019年10月1日以降に対象港から出港する貨物
 : 輸入 2019年10月1日以降に対象港へ到着する貨物
適用税率 : 10%

- ※ なお、適用基準日は**弊社ホームページ記載のオリジナルスケジュール日**となります。
- ※ Documentation fee の価格には変更は御座いません。

本件に関するお問い合わせは下記までお願い致します。

本社定期船部：084-987-1500 東京支店：03-3264-8805 阪神事務所：06-6443-1025

以上